

(5) 契約書記載内容の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
能勢高等学校	<p>下記の契約について、長期継続契約を締結しようとするときは、当該契約中に「翌年度以降において歳出予算の金額について減額または削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の解除条項を必ず設けなければならないが、当該条項を設けずに契約を締結していた。</p> <table border="1" data-bbox="421 562 1724 766"> <thead> <tr> <th>契約件名</th> <th>契約日</th> <th>契約期間</th> <th>契約金額</th> <th>各年度支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型乗用車(ハイブリッド自動車) 1台</td> <td>平成26年6月12日</td> <td>平成26年7月1日から平成29年6月30日まで</td> <td>979,776円</td> <td>平成26年度 244,944円 平成27年度 326,592円 平成28年度 326,592円 平成29年度 81,648円</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	契約日	契約期間	契約金額	各年度支払額	小型乗用車(ハイブリッド自動車) 1台	平成26年6月12日	平成26年7月1日から平成29年6月30日まで	979,776円	平成26年度 244,944円 平成27年度 326,592円 平成28年度 326,592円 平成29年度 81,648円	<p>検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 (長期継続契約) 第234条の3 普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】 (長期継続契約を締結することができる契約) 第167条の17 地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち、条例で定めるものとする。</p> <p>【大阪府長期継続契約に関する条例】 (委任) 第4条 この条例に定めるもののほか、長期継続契約に関し必要な事項は、知事が定める。</p> <p>【大阪府長期継続契約に関する条例の運用】 3 契約内容 (3) 長期継続契約は、債務負担行為を設定せずに、翌年度以降長期にわたって契約を締結できる制度であり、各年度における当該経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないことから、当該契約中に、「翌年度以降において歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の解除条項を必ず設けること。</p>	<p>長期継続契約の締結に当たっては、契約書に規定すべき条項を精査・確認するよう、周知徹底を行った。</p> <p>今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
契約件名	契約日	契約期間	契約金額	各年度支払額									
小型乗用車(ハイブリッド自動車) 1台	平成26年6月12日	平成26年7月1日から平成29年6月30日まで	979,776円	平成26年度 244,944円 平成27年度 326,592円 平成28年度 326,592円 平成29年度 81,648円									

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年10月10日)